

第10回農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年2月25日 午前9時00分  
 2 開催場所 五ヶ瀬町役場 災害対策室  
 3 出席委員 18名  
     会長 1番 甲斐梅男 会長代理 2番 藤田忠義  
     農業委員 3番 藤木洋子 農業委員 4番 松本さとみ  
     農業委員 5番 黒木優子 農業委員 6番 渡邊 恵  
     農業委員 7番 飯干浩一 農業委員 8番 米倉浩幸  
     農業委員 9番 坂本建吾 農業委員 10番 太田保義  
     推進委員 1番 飯干豊昭 推進委員 2番 田中春男  
     推進委員 3番 小笠秀哉 推進委員 4番 興梶千恵美  
     推進委員 5番 畦池港 推進委員 6番 小貫峰重  
     推進委員 7番 渡邊巳鶴 推進委員 8番 木村俊一  
 4 欠席委員 0名  
 5 議事内容  
     議案第25号 農地法第4条の許可について  
     議案第26号 農用地利用集積計画の承認について  
     議案第27号 非農地判断の承認について

事務局長	ただ今から第10回農業委員会を開催します。
議長	(あいさつ後) 本日の議事録署名人に2番と3番の方を指名します。 それでは、議事に移りたいと思います。議案第25号農地法第4条の許可について事務局より説明をお願いします。
事務局	(議案第25号農地法第4条の許可について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
飯干(浩)委員	先日、申請人に話を伺い申請地に行ってきました。一部申請地がわからなかったのですが、議案書の写真にある畑については確認してきております。植林のための申請とありますが、植林を行うのは申請人の息子であり、息子は大分県に住んでおり、椎茸を生産しております。申請人は高齢者であり、農地の管理が難しくなっていることや、家で食べる米が作れる面積があればよいということでの申請となっております。 特に問題ないかと思しますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	息子が椎茸のほだ場として利用するような気がします。
事務局	そのような話を伺っております。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。続きまして、議案第26号農用地利用集積計画の承認について事務局から説明をお願いします。
事務局	(議案第26号農用地利用集積計画の承認について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
飯干(豊)委員	渡人は〇〇地区の方であり、受人は〇〇地区の方となっております。受人は農家であり牛を専業に行っておりまして、今回の申請地は〇〇の裏の方に位置しておりますが、数名の所有者の土地が点在しているような場所となっております。受人の牛の飼料作のための畑もありますが、所有者が点在している関係で

	<p>所有地へのアクセスがしずらく、使いづらい状況でした。今回の申請地を受人が取得すれば使いやすくなるための申請であり、渡人も高齢であり耕作できないということや、申請地が狭小であるということで今回の申請に至ったようです。</p> <p>特に問題ないと思いますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	では、この案件に意見のある方はお願ひします。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願ひします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。続きまして、議案第27号非農地判断の承認について事務局から説明をお願ひします。
事務局	(議案第27号非農地判断の承認の1番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願ひします。
飯干(豊)委員	<p>場所については、〇〇の駐車場の奥のほうになります。所有者は〇〇氏の親戚であり、写真に家も写っておりますが、現在は誰も住んでおらず、対象地についても数十年前から耕作できるような状態ではないほど木が生い茂っております。写真では伐採されており綺麗になっておりますが、土地の状況的に耕作は無理だと思われます。</p> <p>非農地ということで問題ないかと思われます。以上です。</p>
議長	では、この案件に意見のある方はお願ひします。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願ひします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。続きまして、非農地判断2番の案件について事務局から説明をお願ひします。
事務局	(議案第27号非農地判断の承認の2番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願ひします。
小笠委員	<p>所有者は県外の方となっております、かなり前から耕作はされていないとのことでした。写真の手前に別の農地が写っており、こちらは維持管理はされておりますが何も耕作はされていない状況です。対象地にアクセスするためには、この手前に写っている農地を横断しなければならず、また、間に溝もあることや、奥から竹が生えてきており、農地としての利用は無理だと思われます。</p> <p>非農地ということで問題ないかと思ひます。</p>
議長	では、この案件に意見のある方はお願ひします。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願ひします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。続きまして、非農地判断3番の案件について事務局から説明をお願ひします。
事務局	(議案第27号非農地判断の承認の3番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願ひします。
小笠委員	<p>所有者は地元の方ですが、かなり高齢の方です。対象地については、手前の農地から1段下に位置しており、写真のとおり雑木が生えており、耕作できる状況ではありません。</p> <p>非農地ということで問題ないかと思ひます。</p>
議長	では、この案件に意見のある方はお願ひします。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願ひします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。続きまして、非農地判断4番の案件について事務局から説明をお願ひします。
事務局	(議案第27号非農地判断の承認の4番について説明)

議長	では、担当委員の説明をお願いします。
坂本委員	場所は〇〇の集落から500メートルほど奥にいったところですが、竹とクヌギが生えておりましたが、先日現地に行った際は写真のようにクヌギは伐採されておりましたが、土地の状況として農地に戻るような場所ではなく、また、道も狭いためアクセスが困難な場所となっているため、非農地ということで問題ないかと思えます。以上です。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思えます。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。続きまして、非農地判断5番の案件について事務局から説明をお願いします。
事務局	(議案第27号非農地判断の承認の5番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
坂本委員	場所はこちらから見たときに〇〇〇〇の手前の自動販売機があるところ付近であり、左上と右下の農地となります。左上の土地については30年以上耕作されておらず荒れており、右下の土地についても10年近く耕作されておられませんので農地に戻すのはかなり厳しいのではないかと思います。非農地ということで問題ないかと思えます。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思えます。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。続きまして、非農地判断6番の案件について事務局から説明をお願いします。
事務局	(議案第27号非農地判断の承認の6番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
太田委員	申請地は〇〇地区にありまして、写真のとおり多少の物があつたりしております。写真に杭が写っておりまして高速道路の関係だと思われそうですが、事務局に確認したいのですが、この案件は土地収用法には該当しないのでしょうか。
事務局	字図を見ていただきたいのですが、今回の対象地に隣接した土地で国土交通省が所有者となっているところがありますが、そこも含めて元々は1つの農地でした。高速道路の関係で、必要な所のみが分筆され所有者が国土交通省になっておりまして、今回の対象地はその残地となっております。土地が狭小であり、農地としての利用は困難だということでの非農地判断となっております。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思えます。賛成委員の挙手をお願いします。
全員	(全員挙手)
議長	では承認とします。続きまして、非農地判断7番の案件について事務局から説明をお願いします。
事務局	(議案第27号非農地判断の承認の7番について説明)
議長	では、担当委員の説明をお願いします。
太田委員	対象地については、元々は所有者が植林を考えていたようで、何年か前に草切もしておりましたが、いろいろとありまして、とん挫していたようです。今は現地はかなり荒れておりまして、農地には戻らないと思われそうです。非農地ということで問題ないかと思えます。
議長	では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思えます。賛成委員の挙手をお願いします。
議長	では承認とします。本日の議事は以上です。その他として何かありますでしょうか。

太田委員	今回の最後の案件について、所有者は元々植林を考えておりましたが、今回非農地ということで判断されましたが、植林をしても問題ないのでしょうか。
事務局	<p>本日の4条案件のように、実際に農地として利用可能な箇所について、当然ながら4条や5条による転用申請をしたうえで植林等を行っていただくことなろうかと思えます。ただ、農地法においては現況主義となっております、現地在農地ではないところについては農地法は適用されません。今回のように農業委員会において非農地ということで判断された土地については農地法に規定されている農地に該当しなくなり、農地法の対象から外れるため、転用の制限はなくなりますので植林等されても問題はないものと思えます。</p> <p>※地目を原野等に変更した後であれば問題ないということの説明したかったが、今回の説明では地目変更登記せずとも植林してよいという意味で捉えることもでき、誤解を招く説明だったため、次回再度説明予定。</p>
太田委員	わかりました。
議長	ほかはないでしょうか。なければ終了いたします。
事務局長	以上を持ちまして、第10回五ヶ瀬町農業委員会を終了します。

議事録署名人\_\_\_\_\_

議事録署名人\_\_\_\_\_